

内部通報制度運用規定：休眠預金等活用法に基づく事業に関する事項

第1章 総則

第1条 本規定は、理事・職員からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス運営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条 (窓口)

理事・職員からの通報を受け付ける窓口を「JANPIA 資金分配団体・活動支援団体等役職員専用ヘルpline」に設置する。

第3条 (通報の方法)

通報窓口の利用方法は、氏名および所属などを明らかにし、電話・電子メール・FAX・書面・面会にて行うものとする。

通報窓口の連絡先は次のとおりである。

第4条 (通報者)

通報窓口の利用者は当会の理事・職員とする。

第3章 当事者の責務

第5条 (通報者などの保護)

通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益取り扱いも行ってはならない。

第6条 (個人情報の保護)

本規定に定める業務に関わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。当会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

付則

本規定は 2025年4月1日より施行する